大和郡山市長 様
－法人の場合は本社の所在地を記載すること。
－申請者氏名のフリガナ を記入すること。

申請担当者氏名に
は，必ずふりがな を記入すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により，一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

大和郡山市長 様
－法人の場合は本社の所在地を記載すること。
－申請者氏名のフリガナ を記入すること。

申請担当者氏名に
は，必ずふりがな を記入すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により，一般廃棄物処分業の許可を受けたいので，関係書類を添えて申請します。



様式第 14 号（第 17 条関係）
履 歴
書

※賞罰の欄には，行政処分等についても記載すること。

従業員名簿

| $\text { 氏 } \begin{gathered} \text { フリガナ } \\ \text { 名 } \end{gathered}$ | 現 住 所 | 生年月日 | 区 分 | 職 種 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| コオリヤマ ショウゴ <br> 郡山 省吾 | 大和郡山市 $\mathbf{~} \bigcirc$ 町 $\times \times$ 番地 | S63．11．24 | 従業員 | 運転手 |
| $\begin{array}{ll} \text { ^们 } & \text { ミウ } \\ \text { 平和 } & \text { 美宇 } \end{array}$ | 奈良市※■○1－ | S62．11．30 | パート | 事務員 |
| カタジロウ <br> 矢田 次郎 | 大和郡山市 $\nabla \triangle$ 町 番地×号 | S34． 8.31 | 従業員 | 営業 |
| コオリヤマ 吅向 <br> 郡山 太郎 | 大和郡山市○※町－番×号 | S33．6．2 | 役員 | 代表取締役 |
|  |  | 役員，運転手，営業，パートに係らず，大和郡山市における一般廃蓑物の収集運搬に関わる従業員全員を記載すること。 |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）区分には，事業主，役員，従業員，臨時の区分を，職種には，事務員（契約，集金，一般），運転者，作業員の職種を記入すること。
（注）運転免許証の写しを添付すること。


使用車両調書


役 員 名 簿


様式第 2 号（第 2 条関係）
運転手の免許証の写し
記載見本
運転手
郡山
太郎
分



運転手
分

| 表 | 裏 |
| :--- | :--- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

様式第 3 号（第 2 条関係）
車庫等の写真及び位置図


様式第 4 号（第2条関係）
使用車両の写真
記載見本
登録番号
奈良 88 す
4698


使用する車両の所有者または
使用者（車検証で確認するこ と。）が許可申請者と異なる場合は，必ずこの様式で承諾書 を提出すること。

住 所 ○○県 $\boldsymbol{\Delta} \boldsymbol{\Delta}$ 市 $※ ※ \times$ 丁目■番 $ゝ$ 号氏 名 $\nabla \diamond$ 株式会社

代表取締役 奈良 三郎

電話番号 $0742-\bigcirc \bigcirc$ — $\diamond \diamond$ ※
（車両の使用権限を有する者の住所•氏名•電話番号）

## 車 両 使 用 承 諾 書

標題の件について，私儀の車両を下記の者に使用させることを承諾いたします。 なお，該当車両について，万が一事故が発生した際には，その責任は下記の者に負わ せます。

記

| 事 項 | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 車 両 番 号 | 奈良 888888 |
| 使用者住所 | 大和郡山市○○町 $\times \times$ 番地 |
| 使用者氏名 | 郡山清掃株式会社 代表取締役 郡山 太郎 |
| 使用目的 | 一般廃棄物の収集運搬のため |
| 使用期 間 | 自 $\bigcirc \bigcirc$ 年 $\diamond$ 月 $\times \times$ 日 <br> 至 $\bigcirc \nabla$ 年 ※月 $\nabla \nabla$ 日 |

事務所又は営業所の写真及び位置図業者名郡山清掃株式会社


地図については，2500分の1程度（または住宅地図）の位置図と全体 がわかる付近見取図を
付近見取図（10，000 分の1）添付すること。


位置図（2，500 分の1）


様式第7号（第2条関係）
一般廃棄物收集運般一筧表


## 申 告 書

大和郡山市長 様

私は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格事項に該当しない者であることを申告します。○年月 $\triangle \boldsymbol{\wedge}$
日

申請者 住 所 大和郡山市九条町82番地
氏 名 郡 山清掃株式会社
代表取締役 郡山 太郎 鲉

> 新規の申請, 更新申請を問わず,必ずこの様式で申告書を提出すること。

[^0]
## 誓 約 書

私は，この度一般廃棄物収集運搬業，一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可を申請するに際し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，同法施行令，浄化槽法及び関係省令並びに大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等並びに許可条件を遵守し，貴市に迷惑をかけることのないよう次のとおり誓約いたします。

大和郡山市長 様

住 所 大和郡山市九条町 82 番地
氏 名 郡山清掃株式会社
代表取締役 郡山 太郎 印
電話番号 0743 －■■－○○××

記

1 私は，一般廃棄物収集運搬業者，一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者として， その公共性を自覚し，適正な業務の遂行に努めるとともに，貴市の指導に従い，市民に迷惑をかけるようなことはいたしません。
2 業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合は，私の責任において解決いたしま す。
3 許可取得後対象浄化槽が下水道供用等により，営業不可能になった場合においても何ら異議を申し述べないこと及び補償金等その他名目のいかんを問わず一切の要求を行ないません。
4 その他社会的条件等の変化により，自らの営業を維持することが困難となったとき も，一切の補償要求はいたしません。
5 本誓約に違反した場合には，いかなる処分を受けても異議ありません。

新規の申請，更新申請を問わず，必ずこの様式で誓約書を提出す ること。


[^0]:    廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
    （第1項から第4項まで略）
    5 市町村長は，第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ，同項の許可をしてはならない。 （第1号から第3号まで略）
    四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
    イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    口禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
    八この法律，浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若し くは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し，又は刑法第二百四条，第二百六条，第二百八条，第二百八条の二，第二百ニ十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律の罪を犯し，罰金の刑に処せ られ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
    二 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除 く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され，その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合 （第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当するこ とにより許可が取り消された場合を除く。）においては，当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員，取絃役，執行役又はこれらに準ず る者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号，第八条の五第六項及び第十四条第五項第ニ号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
    ホ 第七条の四若しくは第十四条の三のニ（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条 の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で，当該届出の日から五年を経過しない もの
    へ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の いずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合にお いて，ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で，当該届出の日から五年を経過しないもの
    トその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
    チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては，そ の役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
    リ法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
    又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

